~2021年12月26日

2021年12月27日~

▲専用サービス契約約款(平成11年経企第27号)

実施 平成11年7月1日

実施 平成11年7月1日

第1章~第3章 (略)

第4章 契約

第1節~第10節 (略)

第11節 その他の専用サービス

第1款 映像伝送サービスに係る契約

第66条~第67条の3 (略)

(専用申込の方法)

第67条の4 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

(1)~(2) (略)

- (3) 専用回線の終端の場所(他社接続回線と相互に接続する場合を除きます。)
- (4) (略)

第67条の5~第68条 (略)

(最低利用期間)

第69条 (略)

2 (略)

3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、分岐回線の廃止、料金表第1表に定める通信の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(専用回線の分岐)

第70条 専用契約者は、専用サービスの品目ごとに料金表第1表(料金)に定めるところ により、その専用回線の分岐の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第67条の5 (専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第1章~第3章 (略)

第4章 契約

第1節~第10節 (略)

第11節 その他の専用サービス

第1款 映像伝送サービスに係る契約

▲専用サービス契約約款(平成11年経企第27号)

第66条~第67条の3 (略)

(専用申込の方法)

第67条の4 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申 込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

(1)~(2) (略)

- (3) 専用回線の終端の場所
- (4) (略)

第67条の5~第68条 (略)

(最低利用期間)

第69条 (略)

2 (略)

3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除又は料金表第1表に定める通信の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

第70条 削除

~2021年12月26日

2021年12月27日~

(専用回線の移転)

第70条の2 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点の部分及び映像接続点の部分については、この限りでありません。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第67条の5 (専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 3 専用契約者は、専用回線の終端の場所について変更の申込みを行うとき、その内容について契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 4 前項の届出により、終端の場所を変更する必要が生じたときは、当社はその専用回線を移転します。

上だし、第67条の5(専用申込の承諾)第2項各号のいずれか又は第3項に該当する場合は、この限りでありません。

第70条の2の2 (略)

(その他の提供条件)

第71条 契約の単位、共同専用契約、専用契約者数の変更、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行う専用契約の解除、当社が行う専用契約の解除及び他社接続回線に係る契約解除等に伴う専用契約の扱いに関する取扱いについては、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

2~3 (略)

第2款~第3款 (略)

第5章~第8章 (略)

第9章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

(専用料の支払義務)

第97条 (略)

- 2 前項の期間において、専用回線等の利用の一時中断等により専用サービスを利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。
- (1) (略)
- (2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別 文払	ハを要しない料金
----------	----------

第70条の2 削除

第70条の2の2 (略)

(その他の提供条件)

第71条 契約の単位、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除に関する取扱いについては、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

2~3 (略)

第2款~第3款 (略)

第5章~第8章 (略)

第9章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

(専用料の支払義務)

第97条 (略)

- 2 前項の期間において、専用回線等の利用の一時中断等により専用サービスを利用する ことができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。
- (1) (略)
- (2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

~2021年12月26日

2021年12月27日~

(略)

(略)

1 専用契約者の責めによらない理由によ り、その専用回線等を全く利用できない状 態(その専用回線等に係る電気通信設備に よる全ての通信に著しい支障が生じ、全く 利用できない状態と同程度の状態となる 場合又は映像伝送サービスであって、料金 表第1表(料金)に規定する第5種映像伝 送サービスについては、料金表第1表(料 金) に規定する1のチャネルが全く利用で きない状態を含みます。以下この表におい て同じとします。)が生じた場合(2欄若し くは3欄に該当する場合又は衛星専用サ ービスについては、太陽雑音、激しい降雨、 電波干渉その他当社が管理できない事情 により生じた場合を除きます。また、映像 伝送サービスであって、料金表第1表(料 金)に規定する第5種映像伝送サービスに ついては、その専用回線と映像接続点にて 接続し、その専用回線向けに映像を流して いる専用回線区間で生じた場合を含みま す。) に、そのことを当社が知った時刻から 起算して、次表に規定する時間(通信又は 保守の態様による細目について料金表第 1表に別段の定めがある場合はその定め る時間とします。) 以上その状態が連続し たとき。

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するその専用回線等(その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)(こついての料金

(略)

2~3 (略)

(略)

表第1表(料金)に規定する第4種映像伝 送サービス及び第5種映像伝送サービス については、料金表第1表(料金)に規定 する1のチャネルが全く利用できない状 態を含みます。以下この表において同じと します。)が生じた場合(2欄若しくは3欄 に該当する場合又は衛星専用サービスに ついては、太陽雑音、激しい降雨、電波干 渉その他当社が管理できない事情により 生じた場合を除きます。また、映像伝送サ ービスであって、料金表第1表(料金)に 規定する第5種映像伝送サービスについ ては、その専用回線と映像接続点にて接続 し、その専用回線向けに映像を流している 専用回線区間で生じた場合を含みます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算 して、次表に規定する時間(通信又は保守 の態様による細目について料金表第1表 に別段の定めがある場合はその定める時 間とします。) 以上その状態が連続したと

1 専用契約者の責めによらない理由によ

り、その専用回線等を全く利用できない状

態(その専用回線等に係る電気通信設備に

よる全ての通信に著しい支障が生じ、全く

利用できない状態と同程度の状態となる

場合又は映像伝送サービスであって、料金

(略)

2~3 (略)

3~6 (略)

3~6 (略)

~2021年12月26日

2021年12月27日~

- 7 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料の支払義務については、前6項の規定にかかわらず、第5節(専用回線に関する料金等のその他の取扱い)に規定するところによります。
- (注)本条第7項に規定する当社が別に定める他社接続回線は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話又はオフトーク通信サービスの契約回線とします。

第98条~第100条 (略)

第3節~第4節 (略)

第5節 専用回線に関する料金等のその他の取扱い

(専用回線に関する料金等のその他の取扱い)

第105条 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料は、その専用回線とその他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

この場合において、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(注)本条に規定する当社が別に定める他社接続回線は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話又はオフトーク通信サービスの契約者回線とします。

第105条の2 (略)

第6節 (略)

第10章~第11章 (略)

第12章 雑則

第111条~第116条 (略)

(専用契約者の氏名等の通知)

第117条 当社は、協定事業者等(協定事業者及び外国の電気通信事業者をいいます。以下同じとします。)から請求があったときは、専用契約者(その協定事業者等と専用サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者若しくは外国側専用契約者との間で通信を行う者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者等に通知することがあります。

第118条~第119条 (略)

(協定事業者等による専用サービスに関する料金等の回収代行)

第120条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその専用契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者等から専用契約者(外国側専用契約者を含みます。)に請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1)~(3) (略)

7 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料の支払義務については、前6項の規定にかかわらず、第5節(専用回線に関する料金等のその他の取扱い)に規定するところによります。

(注)本条第7項に規定する当社が別に定める他社接続回線は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話の契約回線とします。

第98条~第100条 (略)

第3節~第4節 (略)

第5節 専用回線に関する料金等のその他の取扱い

(専用回線に関する料金等のその他の取扱い)

第105条 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料は、その専用回線とその他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

この場合において、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(注)本条に規定する当社が別に定める他社接続回線は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話の契約者回線とします。

第105条の2 (略)

第6節 (略)

第10章~第11章 (略)

第12章 雑則

第111条~第116条 (略)

(専用契約者の氏名等の通知)

第117条 当社は、協定事業者等(協定事業者及び外国の電気通信事業者をいいます。以下同じとします。)から請求があったときは、専用契約者(その協定事業者等と専用サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者等に通知することがあります。

第118条~第119条 (略)

(協定事業者等による専用サービスに関する料金等の回収代行)

第120条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその専用契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者等から専用契約者に請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1)~(3) (略)

~2021年12月26日

2021年12月27日~

2 (略)

第121条~第122条の6 (略)

第13章 (略)

別記

1~12の2 (略)

13 新聞社等の基準

区 分	基
1~3 (略)	(略)
4 委託放送事業者	放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) の規定により委託
	放送業務の認定を受けた者
5 有線テレビジョン放	有線テレビジョン放送法(昭和 47 年法律第 114 号)
送事業者	の規定により有線テレビジョン放送業務の許可を受
	けた者

14 (略)

料金表

通則

(他社接続回線と接続して提供する専用回線に係る専用料の設定)

1 他社接続回線(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話又はオフトーク通信サービスに係る契約者回線を除きます。以下この料金表において同じとします。)と接続して提供する専用回線に係る専用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。ただし、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

2~12 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類~第10類 (略)

第11類 その他の専用サービスに関する専用料

第11類-1 映像伝送サービスに関する専用料

1 適用

区 分	内	容
(1) 種類に係る	当社は、料金額を適用するにあたって、	次表のとおり種類を
料金の適用	定めます。	
	種 類 内	容

2 (略)

第121条~第122条の6 (略)

第13章 (略)

別記

1~12の2 (略)

13 新聞社等の基準

区 分	基	準
1~3 (略)	(略)	

14 (略)

料金表

通則

(他社接続回線と接続して提供する専用回線に係る専用料の設定)

1 他社接続回線(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話に係る契約者回線を除きます。以下この料金表において同じとします。)と接続して提供する専用回線に係る専用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその協定事業者が 定める料金については、この限りではありません。

2~12 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類~第10類 (略)

第11類 その他の専用サービスに関する専用料

第11類 - 1 映像伝送サービスに関する専用料

1 適用

	区分			内	容	
(1)	種類に係る	当社は、	料金額を	適用するにあたって	こ、次表のとおり種	重類を
料金	金の適用	定めます	す。			
		;	種 類	内	 容	

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在 ~2021年12月26日 2021年12月27日~ 第4種映像 専らテレビジョンのカラーの映像及 第4種映像 │ 専らテレビジョンのカラーの映像及 伝送サービ び映像に付随する音響を伝送するた 伝送サービ│び映像に付随する音響を伝送するた め、270Mbit/sから1.5Gbit/sまでの め、1のチャネルあたり270Mbit/s 符号、及び450MHzから750MHzま から12Gbit/sまでの符号、及び での周波数帯域により伝送すること 450MH z から750MH z までの周波 が可能な専用サービスであって第5 数帯域により伝送することが可能な 種映像伝送サービスでないもの 専用サービスであって第5種映像伝 送サービスでないもの 第5種映像 □ 専らテレビジョンのカラーの映像及 第5種映像 専らテレビジョンのカラーの映像及 伝送サービ│び映像に付随する音響を伝送するた び映像に付随する音響を伝送するた 伝送サービ め、2以上の専用回線相互を映像接 め、2以上の専用回線相互を映像接 続点にて接続することで、270Mbit/ 続点にて接続することで、1のチャ s から 1.5Gbit/s までの符号により ネルあたり270Mbit/sから12Gbit/s 伝送することが可能な専用サービス までの符号により伝送することが可 能な専用サービス (略) (略) 第6種映像 第6種映像 伝送サービ 伝送サービ ス 備考 1 第4種映像伝送サービス及び第6種映像伝送 1 第4種映像伝送サービス及び第6種映像伝送 サービスに係る専用回線は、終端(他社接続回 サービスに係る専用回線は、終端相互間におい 線に係る終端を除きます。) 相互間において提供 て提供します。 します。 2 第5種映像伝送サービスに係る専用回線は、 2 第5種映像伝送サービスに係る専用回線は、 映像接続点と専用回線の終端(他社接続回線に 映像接続点と専用回線の終端相互間において提 係る終端を除きます。) 相互間において提供しま 供します。 す。 3 第4種映像伝送サービスは、放送事業者及び 3 削除 委託放送事業者等に限り提供します。 4 (略) 4 (略) (2) 細目に係る 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又 (2) 細目に係る 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又 料金の適用 は保守の態様による細目を定めます。 料金の適用 は保守の態様による細目を定めます。

容

ア 通信の態様による細目

X

(ア) 利用する回線による区別

容

分

ア 通信の態様による細目

区 分

(ア) 利用する回線による区別

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在 2021年12月27日~ ~2021年12月26日 中継回線及びその中継回線に接続さ 中継回線に よるもの れる端末回線を利用するもの (略) (略) 端末回線の 端末回線の みによるも みによるも 備考 利用する回線の区別は、第4種映像伝送サー 備考 1 利用する回線の区別は、第4種映像伝送サー ビスにあります。 ビスにあります。 2 第4種映像伝送サービスは、端末回線のみに よるものに限り提供します。 (イ) チャネルに係るインタフェースの区別 (イ) チャネルに係るインタフェースの区別 区 別 内 区別 内 容 DVB-AS 1 チャンネルあたりの符号伝送速度 DVB-AS 1チャネルあたりの符号伝送速度が が 270Mbit/s 用のものであってSD 270Mbit/s用のものであってSD-S I のもの I のもの -SDIでないもの D I でないもの SD-SDI 1 チャンネルあたりの符号伝送速度 SD-SDI 1チャネルあたりの符号伝送速度が のもの が 270Mbit/s 用のもの のもの 270Mbit/s用のもの HD-SDI 1 チャンネルあたりの符号伝送速度 **HD-SDI 1 チャネル**あたりの符号伝送速度が が 1.5Gbit/s 用のもの 1.5Gbit/s用のもの のもの のもの Quad-Link 1チャネルあたりの符号伝送速度が 3G-SDIのも 12Gbit/s用のもの 備考 (略) 備考 (略) (ウ) (略) (ウ) (略) 回線距離は、次のとおり測定します。 削除 (3) 中継回線に (3) 削除 よるものの回線 ア 中継回線の部分 距離の測定 区分 回線距離の測定方法 (ア) その中 その中継回線の双方の終端に係る 継回線を分 端局が所属する単位料金区域内の 岐していな 通話地域間距離測定のための起算 い場合 点となる方形区画の番号に基づい て、次の算式により測定します。

専用	サービス契約約款 【現改比	較表】 2021年12月27日現在
~2021年	12月26日	2021年12月27日~
(イ) その中 継回線を分 岐している 場合	経軸の方 形区画番×2 号の数差 一様軸の方 土 (横軸の方 大区画番×2 号の数差 三回線距離 その分岐か所に係る端局が所属する単位料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形 区画経由のその中継回線の双方の 終端に係る端局が所属する単位料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画の番号に基づいて、上欄の算式と同様の算式により算出して得た回線距離(それぞれの回線距離について算出して得た結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。)の合計により測定します。	
イ 端末回線の部分 区 分	回線距離の測定方法	
(ア)その端末回線が直接端局に収容されている場合	端局とその端末回線の終端との間 の直線距離により測定します。	

	専用サービス契約約款 【現改	比較表】 2021年12月27日現在
	~2021年12月26日	2021年12月27日~
	(イ) その端末回線が専用サービス取扱所を経由して端局に収容されている場合 田する場合は、その専用サービス取扱所を経由して端局に収容されている場合 取扱所とその端末回線の各終端との間の直線距離の合計により測定します。	
(4) 端末回線の みによるものの 回線距離の測定	その収容取扱所とその端末回線の各終端 (他社接続回線の終端を除きます。) との間の直線距離の合計により測定します。	(4) 端末回線の その収容取扱所とその端末回線の各終端との間の直線距離の みによるものの 合計により測定します。 回線距離の測定
(5) 最低利用期 間内に契約の解 除等があった場 合の料金の適用	ア 映像伝送サービスには、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する異経路によるものを除いて最低利用期間があります。 イ (略) ウ 専用契約者は、最低利用期間内に、端末回線の一部若しくは分岐回線の廃止又は専用回線の移転があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間(変更等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。	(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用 イ (略)ウ 専用契約者は、最低利用期間内に、端末回線の一部の廃止があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間(変更等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

~2021年12月26日

2021年12月27日~

エ ウの場合に、端末回線の一部若しくは分岐回線の廃止と 同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設 又は専用回線の解除を行うときの残額の算定は、同時に行 う新設等の専用回線の回線専用料を合算して行います。 (6) (略)

2 料金額

 $2-1\sim 2-2$ (略)

2-3 第4種映像伝送サービスに関するもの

2-3-1 基本額 (略)

2-3-2 加算額

(1) (略)

(2) 当社が提供する宅内機器を利用しているとき

	エ ウの場合に、端末回線の一部の廃止と同時にその専用回
	線の設置場所において、専用回線の新設又は専用回線の解
	除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回
	線の回線専用料を合算して行います。
(6) (略)	(略)

2 料金額

 $2-1\sim 2-2$ (略)

2-3 第4種映像伝送サービスに関するもの

2-3-1 基本額 (略)

2-3-2 加算額

(1) (略)

(2) 当社が提供する宅内機器を利用しているとき

幾	滅専用料			

		料		金 種	別	単 位	料 金 額
口	送	基	使	2チャンネル	までのもの	1台ごとに	70,000円
線	信	本	用				(77,000円)
接	用	額	す				
続			る				
装			波				
置			長				
			数				
				4チャンネル	までのもの	1台ごとに	130,000円
					-		(143,000円)
				6チャンネル	までのもの	1台ごとに	190,000円
					-		(209,000円)
				8チャンネル	までのもの	1台ごとに	250,000円
					-		(275,000円)
				16 チャンネノ	レまでのもの	1台ごとに	370,000円
					_		(407,000円)
		加	算	1 チャンネル	レあたりの符号	1 チャンネル	35,000円
		額		伝送速度が 2	270Mbit/s 用の	ごとに	(38,500円)
				もの			
				1 チャンネル	レあたりの符号	1 チャンネル	70,000円
				伝送速度がご	_ 1.5Gbit/s 用の	ごとに	(77,000円)
				もの			

機械専用料

月額

月額

		料		金 種	別	単 位	料 金 額
	送	基	使	2 チャネルま	でのもの	1台ごとに	70,000 円
線	信	本	用				(77,000円)
接	用	額	す				
続			る				
装			波				
置			長				
			数				
				4チャネルま	でのもの	1台ごとに	130,000円
							(143,000円)
				6チャネルま	でのもの	1台ごとに	190,000円
							(209,000円)
				8チャネルま	でのもの	1台ごとに	250,000 円
							(275,000円)
				16 チャネルき	までのもの	1台ごとに	370,000円
							(407,000円)
		加	算	1 チャネル	5たりの符号伝	1 チャネルご	35,000 円
		額		送速度が 270	OMbit/s 用のも	とに	(38,500円)
				の			
				1チャネルあ	5たりの符号伝	1 チャネルご	70,000円
				送速度が 1.5	Gbit/s 用のも	とに	(77,000円)
				の			

~2021年12月26日

2021年12月27日~

	1チャンネルあたりの周波	1 チャンネル	200,000円
	数帯域が 450MHz から	ごとに	(220,000円)
	750MHz 用のもの		
	2 チャンネルあたりの符号	2 チャンネル	150,000円
	伝 <mark>送速度が 1 Gbit/s</mark> 用のも	ごとに	(165,000円)
	の		

受	基	使	2チャンネルまでのもの	1台ごとに	60,000円
信	本	用			(66,000円)
用	額	す			
		る			
		波			
		長			
		数			
			4 チャンネルまでのもの	1台ごとに	110,000円
					(121,000円)
			6 <u>チャンネル</u> までのもの	1台ごとに	160,000円
					(176,000円)
			8 チャンネルまでのもの	1台ごとに	210,000円
			-		(231,000円)
	16 チャンネルまでのもの		1台ごとに	310,000 円	
					(341,000円)
	加算		1 <u>チャンネル</u> あたりの符号	1 チャンネル	30,000円
	額		伝送速度が 270Mbit/s 用の	ごとに	(33,000円)
			もの		
			1 <u>チャンネル</u> あたりの符号	1 チャンネル	60,000円
			伝送速度が 1.5Gbit/s 用の	ごとに	(66,000円)
			もの		
			1 <u>チャンネル</u> あたりの周波	1 チャンネル	90,000円
			数帯域が 450MHz から	ごとに	(99,000円)
			750MHz 用のもの		
			2 <u>チャンネル</u> あたりの符号	2 チャンネル	130,000円
			伝送速度が1Gbit/s 用のも	ごとに	(143,000円)
			の		

	1 <u>チャネル</u> あたりの周波数 帯 域 が 450MHz か ら 750MHz 用のもの	1 <u>チャネル</u> ご とに	200,000円 (220,000円)
	2 <u>チャネル</u> あたりの符号伝 送速度が 1 Gbit/s 用のもの	2 <u>チャネル</u> ご とに	150,000 円 (165,000 円)
	1 チャネルあたりの符号伝 送速度が 12Gbit/s 用のもの	1 チャネルご とに	<u>105,000 円</u> (115,500 円)
要信用する波長数		1台ごとに	60,000 円 (66,000 円)
	4 <u>チャネル</u> までのもの	1台ごとに	110,000円 (121,000円)
	6 <u>チャネル</u> までのもの	1台ごとに	160,000 円 (176,000 円)
	8 <u>チャネル</u> までのもの	1台ごとに	210,000円 (231,000円)
	16 チャネルまでのもの	1台ごとに	310,000 円 (341,000 円)
加算額	1 <u>チャネル</u> あたりの符号伝 送速度が 270Mbit/s 用のも の	1 <u>チャネル</u> ご とに	30,000 円 (33,000 円)
	1 <u>チャネル</u> あたりの符号伝 送速度が 1.5Gbit/s 用のも の	1 <u>チャネル</u> ご とに	60,000円 (66,000円)
	1 <u>チャネル</u> あたりの周波数 帯 域 が 450MHz か ら 750MHz 用のもの	1 <u>チャネル</u> ご とに	90,000円 (99,000円)
	2 <u>チャネル</u> あたりの符号伝 送速度が 1 Gbit/s 用のもの	2 <u>チャネル</u> ご とに	130,000円 (143,000円)

~2021年12月26日

2021年12月27日~

備考

- 1 1の回線接続装置につき使用可能なチャンネル数は合計 16 <u>チャンネル</u>までとします。1 <u>チャンネル</u>あたりの符号伝送速度は、270Mbit/s、1 Gbit/s <u>または、1.5Gbit/s とし、1チャンネルあたりの周波数帯域は 450MHz から750MHz とします。</u>
- 2 符号伝送速度が 1 Gbit/s 用のものについては、双方向通信を行うため 2 <u>チャ</u>ンネルごとに使用するものとします。
- 3 当社は、1の回線接続装置について複数の<u>チャンネル</u>を使用する場合における使用可能なチャンネルに係る符号伝送速度及び周波数帯域の組合せについては、第4種映像伝送サービスを申込む者又は第4種映像伝送サービスに係る専用契約者に開示します。
 - 2-4 第5種映像伝送サービスに関するもの
 - 2-4-1 基本額
 - 2-4-1-1 基本料
 - (1) その専用回線が映像接続点と専用回線の終端相互間での提供となる

場合

基本回線専用料 (略)

2-4-1-2 加算料 (略)

2-4-2 加算額

回線終端装置専用料

月額

水於啪表直等用科			
料金	種別	単 位	料 金額
回線終端装置	DVB-ASI	1チャンネルごとに	45,000 円
	のもの		(49,500円)
	SD-SDIの	1チャンネルごとに	45,000 円
	もの		(49,500円)
	HD-SDIの	1チャンネルごとに	80,000円
	もの		(88,000円)

2-5 (略)

第11類-2~第11類-3 (略)

第12類 (略)

1 チャネルあたりの符号伝			
送速度が 12Gbit/s 用のもの			

1 チャネルご とに 90,000円 (99,000円)

備考

- 1 1の回線接続装置につき使用可能なチャネル数は合計 16 チャネルまでとします。1 チャネルあたりの符号伝送速度は、270Mbit/s、1 Gbit/s、1.5Gbit/s 又は 12Gbit/s とし、1 チャンネルあたりの周波数帯域は 450MHz から750MHz とします。
- 2 符号伝送速度が1Gbit/s用のものについては、双方向通信を行うため2<u>チャ</u>ネルごとに使用するものとします。
- 3 当社は、1の回線接続装置について複数のチャネルを使用する場合における 使用可能なチャネルに係る符号伝送速度及び周波数帯域の組合せについては、 第4種映像伝送サービスを申込む者又は第4種映像伝送サービスに係る専用 契約者に開示します。

2-4 第5種映像伝送サービスに関するもの

2-4-1 基本額

2-4-1-1 基本料

基本回線専用料 (略)

2-4-1-2 加算料 (略)

2-4-2 加算額

回線終端裝置車用料

月額

			7382
料金種別		単 位	料 金額
回線終端装置	DVB-ASI のもの	1 <u>チャネル</u> ごとに	(略)
	SD-SDIの もの	1 チャネルごとに	(略)
	HD-SDIの もの	1 チャネルごとに	(略)
	Quad-Link 3 G-SDI のもの	1チャネルごとに	<u>120,000 円</u> (132,000 円)

2-5 (略)

第11類-2~第11類-3 (略)

第12類 (略)

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在	
~2021年12月26日	2021年12月27日~
第2表~第3表 (略) 料金表別表 削除 別表 (略) 基本的な技術的事項 (略)	第2表~第3表 (略) 料金表別表 削除 別表 (略) 基本的な技術的事項 (略)
	附 則 (令和3年12月23日DPSサ第00863320号) この改正規定は、令和3年12月27日から実施します。 ただし、この改正規定中、第70条の2 (専用回線の移転)の規定の改正は、令和4年1月 27日から実施します。